令和５年度（2023 年度）感染疑い患者受入医療機関設備整備事業費補助金交付要綱

（目　　的）

１　この補助金は、発熱や咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症が疑われる患者（以下「疑い患者」という。）が、感染症指定医療機関以外の医療機関を受診した場合においても診療できるよう、救急・周産期・小児医療の体制確保を行うことを目的として、令和５年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和５年４月５日厚生労働省発医政第 0405 第２号、厚生労働省発健 0405 第１号、厚生労働省発薬生 0405 第 56 号厚生労働事務次官通知の別紙）、北海道補助金等交付規則（昭和 47 年北海道規則第 34 号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で交付する。

（補助事業者）

２　補助事業者は、北海道医療計画各別表に定める、救命救急センター及び二次救急医療機関、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児地域医療センター、小児地域支援病院等のうち、令和５年４月１日から５月７日までにあっては、疑い患者の診療を行う医療機関として登録され、５月８日から令和６年３月 31 日までにあっては疑い患者を診療した実績があり、G-MIS 上に実績及び受入可能病床数等の入力を行う、救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関（以下「救急医療等医療機関」という。）のうち知事が適当と認める者とする。

（補助対象経費）

３　この補助金は、令和５年４月５日付け医政発 0405 第３号・健発 0405 第１号・薬生発 0405 第１号厚生労働省医政局長、健康局長及び医薬・生活衛生局長連名通知「令和５年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」の別紙「令和５年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」により実施することとし、救急医療等医療機関において、院内感染の防止に要する経費のうち、別表第３欄に定める経費を対象経費とする。ただし、令和２年度、令和３年度、令和４年度、令和５年４月１日から９月 30 日までに本事業による補助を受けた医療機関は、令和５年 10 月１日以降、別表２第２欄に掲げる設備整備のうち、「個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)」以外は対象外とする。

　また、令和５年 10 月１日以降、「個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)」は「新型コロナウイルス感染症の令和５年 10 月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和５年９月 15 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）で規定する「対象期間」中に使用されたもののみを補助対象とする。

（補助金交付額の算定方法）

４　この補助金の交付額は、次により算出された額とする。

　ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（１）令和５年４月１日から令和５年９月 30 日までは別表１を、令和５年 10 月１日から令和６年３月 31 日までは別表２を適用し、各別表の第１欄に定める事業について、第２欄に定める基準額と第３欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

（２）（１）により選定された額と当該区分の総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第４欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

（補助金の交付申請）

５　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第３条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書（保福第１号様式（平成 10 年北海道告示第 500 号に定める様式をいう。以下「保福第○号様式」について同じ。））に、次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

（１）事業計画書（保福第１の２号様式）

（２）補助金等交付申請額算出調書（保福第１の 16 号様式）

（３）経費の配分調書（保福第１の 18 号様式）
（４）事業予算書（保福第１の 20 号様式）
（５）資金収支計画書（保福第１の 32 号様式）（申請者が地方公共団体である場合を除く。）
（６）感染疑い患者受入医療機関設備整備計画書（別記３号様式）
（７）見積書
（８）カタログ等仕様がわかる書類
（９）口座振替依頼書
（10）口座情報が確認できる通帳写し等
（11）個人防護具の積算内訳書（別記５号様式）
※令和５年 10 月１日以降、個人防護具の補助を申請する場合のみ
（12）その他知事が必要と認める書類

（交付の条件）
６　この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。
（１）規則、この交付要綱及び補助金交付決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。
（２）補助事業等の経費の配分を変更するときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付の目的の達成及び事業の能率的な執行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるときは、この限りではない。
（３）補助事業等の内容を変更するときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、次の事項のいずれかに該当するときは、この限りではない。
ア　当該変更に伴う補助事業費の増減額が、変更前の補助事業費の額 10 分の１を超えないとき。
イ　補助金の交付の目的の達成及び事業の能率的な執行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。
（４）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
（５）補助事業等が期限までに完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
（６）補助事業等により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化令」という。）第 14 条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、あらかじめ知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
　また、道が適切と認める法人格を有する団体等に交付する場合、「50 万円」とあるのは「30 万円」と読み替えるものとする。
（７）（６）の規定により知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を道に納付させることがある。
（８）補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らければならない。
（９）補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければならない。（補助事業者が地方公共団体の場合は、別記１号様式による調書も作成する。）ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第 14 条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
　また、道が適切と認める法人格を有する団体等に交付する場合、「50 万円」とあるのは「30 万円」と読み替えるものとする。
（10）補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。
（11）この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂

行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。

(12) 前項の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及び、これに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じる。

(13) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがある。

(14) 補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から 30 日以内又は翌年度の 4 月 10 日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。

(15) 補助事業等実績報告書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(16) 補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記 2 号様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

　また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年 6 月 30 日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。

(17) この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業等の成果が適合しないときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じる。

(18) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また、同様とする。

ア　この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。

イ　虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。

ウ　補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

エ　補助事業等により所得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

オ　アからエまでに掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

(19) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。

(20) 補助金の返還を命じられ、当該補助金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。

(21) (10)の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。

（補助金の交付決定内容等の変更）
7　この補助金の交付決定後の事情の変更により、補助事業の内容を変更しようとするときは、補助事業等変更承認申請書（保福第１の 21 号様式）に５の書類を添えて知事に提出し、その承認を受けるものとする。

（補助事業の中止又は廃止）
8　補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。

（補助金の概算払）
9　補助事業者等は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金等概算払申請書（保福第１の 26 号様式）に最新の資金収支計画書を添えて、知事に申請することができるものとする。

（概算払の決定等）
10　前項の申請に基づき、補助事業等の遂行に必要な資金を、必要の都度、概算払することができるものとする。ただし、同項の規定による資金収支計画を確認した結果、資金不足が生じないと認められるときは、概算払をしないものとし、理由を付して補助金等概算払申請書を提出した者に通知するものとする。

（実績報告）
11　補助事業が完了したときには、速やかに補助事業等実績報告書（保福第１の 28 号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。
（１）事業実績書（保福第１の２号様式）
（２）補助金等精算書（保福第１の 30 号様式）
（３）事業精算書（保福第１の 31 号様式）
（４）感染疑い患者受入医療機関設備整備実績報告書（別記４号様式）
（５）契約又は経費の支出に係る証拠書類
（６）整備した設備の写真
（７）個人防護具の積算内訳書（別記５号様式）
※令和５年 10 月１日以降、個人防護具を整備した場合のみ
（８）個人防護具の使用実績確認書（別記６号様式）
※令和５年 10 月１日以降、個人防護具を整備した場合のみ
（９）その他知事が必要と認める書類

（その他）
12　本事業を実施する救急医療等医療機関は、救急隊から疑い患者の受入れ要請があった場合には、一時的にでも当該患者を受け入れること。ただし、受入れ患者の入院加療が必要と判断された場合、受入れ医療機関の空床状況等から、必ずしも当該医療機関への入院を求めるものではなく、他院への転院搬送を行っても構わない。

別表１：令和５年４月１日から令和５年９月 30 日まで適用

感染疑い患者受入医療機関設備整備等事業基準額等

１種別	２　基準額	３　対象経費	４　補助率
設備整備等事業	・初度設備費 （新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品（消耗品）及び備品購入費） １床当たり 133,000 円 ・個人防護具 （マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド） 患者１人当たり 3,600 円 ・簡易陰圧装置 １床当たり 4,320,000 円 ・簡易ベッド １台当たり 51,400 円 ・簡易診療室及び付帯する備品 実費相当額 ※簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。 ・HEPA フィルター付き空気清浄機 （陰圧対応可能なものに限る） １施設当たり 905,000 円 ・HEPA フィルター付きパーテーション １台当たり 205,000 円 ・消毒経費 実費相当額 ・救急医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者の診療に要する備品 １施設当たり 300,000 円 ・周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者に使用する保育器 １台当たり 1,500,000 円	需用費（消耗品費）、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費	10 分の 10 以内

※設備整備等事業の対象については、救急・周産期・小児医療において疑い患者を受け入れるために要するものに限る。

別表２：令和５年 10 月１日から令和６年３月 31 日まで適用

感染疑い患者受入医療機関設備整備等事業基準額等

１種別	２　基準額	３　対象経費	４　補助率
設備整備等事業	・初度設備費 （新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品（消耗品）及び備品購入費） １床当たり 133,000 円 ・個人防護具 （マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド） 患者１人当たり 3,600 円 ・簡易陰圧装置 １床当たり 4,320,000 円 ・簡易ベッド １台当たり 51,400 円 ・簡易診療室及び付帯する備品 実費相当額 ※簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。 ・HEPA フィルター付き空気清浄機 （陰圧対応可能なものに限る） １施設当たり 905,000 円 ・HEPA フィルター付きパーテーション １台当たり 205,000 円 ・救急医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者の診療に要する備品 １施設当たり 300,000 円 ・周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者に使用する保育器 １台当たり 1,500,000 円	需用費（消耗品費）、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費	10 分の 10 以内

※設備整備等事業の対象については、救急・周産期・小児医療において疑い患者を受け入れるために要するものに限る。